

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	株式会社N I C S (Nippon Information Control System Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山根 慎一郎
【本店の所在の場所】	岡山県玉野市宇野一丁目11番1号
【電話番号】	(0863)32-5111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 木村 裕一
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社N I C S https://www.nics.ne.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 http://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	728,160	756,350	753,029
経常利益 (千円)	57,000	32,234	25,789
当期純利益 (千円)	39,209	33,552	597
純資産額 (千円)	87,990	130,838	126,533
総資産額 (千円)	404,467	391,086	355,992
1株当たり純資産額 (円)	22.41	31.02	29.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	201.07 (-)	1.78 (-)	1.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	10.05	8.09	0.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	7.84	0.14
自己資本比率 (%)	21.6	33.3	35.4
自己資本利益率 (%)	58.7	30.8	0.5
株価収益率 (倍)	-	7.4	423.5
配当性向 (%)	20.0	22.0	705.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,053	148,518	△88,230
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,361	16,676	25,154
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,156	△60,604	△19,480
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	41,595	146,186	63,630
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	77 (0)	76 (0)	74 (0)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第50期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 第50期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
6. 2024年3月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第50期の期首に分割があったものとして1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社（現 株式会社N I C S）は、1950年7月に創業した船舶の諸管装置等の溶接工事等を祖業とする山根船舶工業株式会社^{(注)1} 電算室を設立母体としております。同社は、コンピュータ社会の到来を予感して電算室を設立し、他企業におけるシステム利用の支援や代行を担っておりました。1974年11月、同室を株式会社日本情報管理システム（現 当社）として分離独立させ、システム開発及び関連するハードウェア等販売等の事業を開始いたしました。

2012年4月、業界内において略称の知名度が高いことを背景に、株式会社N I C Sへ商号変更しております。2014年12月、株式会社東芝のオフィスコンピュータを中心とした東芝製品の販売店である株式会社岡山トスバック^{(注)2}を吸収合併し、現在の当社となっております。

- （注） 1. 設立時の商号は有限会社山根船舶工業所であり、1983年8月に山根船舶工業株式会社へ改組、1988年11月に日本テクノサービス株式会社へ商号変更をし、かつ当社との資本関係を解消しております。
2. 1981年3月、当社設立母体である山根船舶工業株式会社と東芝情報機器株式会社の共同出資により設立された法人であります。

以下が当社の沿革となります。

年月	事項
1974年11月	山根船舶工業株式会社電算室より分離独立して、システム開発及び関連するハードウェア等販売を目的として岡山県玉野市宇野に株式会社日本情報管理システム設立
1983年11月	岡山県玉野市田井へ本店移転
1994年8月	岡山県玉野市宇野（現 本店所在地）へ本店移転
1996年4月	インターネット・プロバイダー事業として「宝島（現 Nics-Net）」を開設
2007年12月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（10822721）取得 ^{(注)1}
2010年4月	インターネット・プロバイダー事業をユニアデックス株式会社へ事業譲渡
2012年4月	株式会社N I C Sへ商号変更
2014年12月	株式会社岡山トスバックを消滅会社、株式会社N I C Sを存続会社とする吸収合併消滅会社本店（岡山県岡山市北区間屋町）に岡山営業所を開設
2016年12月	大分県大分市日吉原（株式会社三井E&Sマシナリー大分工場内）に大分事業所を開設
2018年6月	一般労働者派遣事業者認可（派33-300462）取得
2019年7月	東京都港区新橋に東京事務所を開設
2021年1月	岡山県岡山市北区下石井に岡山営業所移転
2021年12月	情報セキュリティマネジメントシステム認証（登録番号50301403 ISMS13）取得 ^{(注)1、2}
2022年11月	おかやま信用金庫より出資を受け、資本金を2,500万円に増資
2024年3月	大阪中小企業投資育成株式会社より出資を受け、資本金を4,300万円に増資
2024年8月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2024年12月	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market に上場

年月	事項
2025年3月	「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）ブライト500」認定
2025年6月	東京事務所閉所

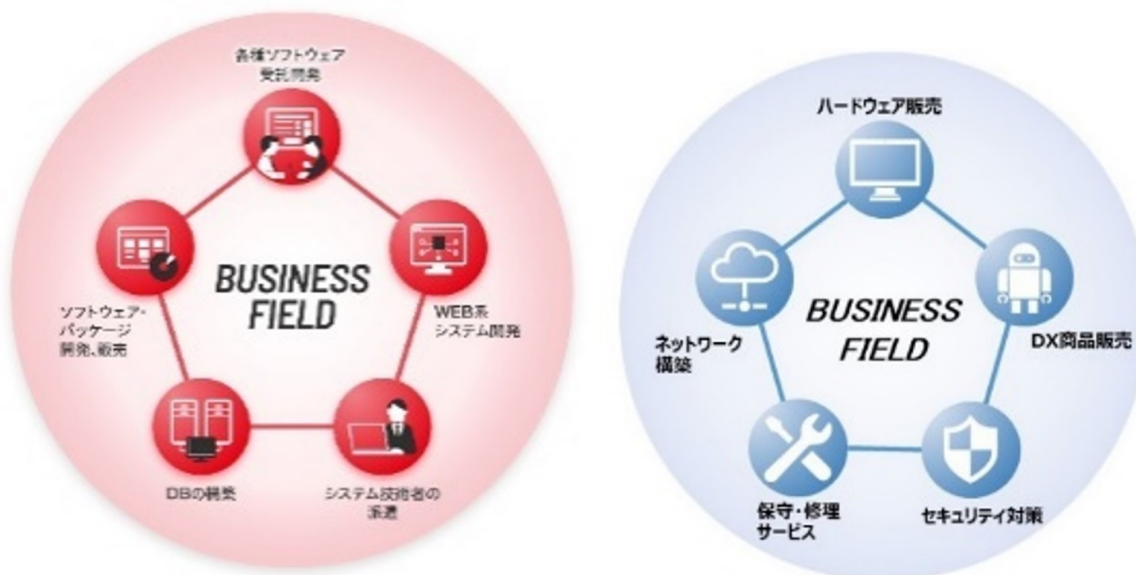
(注) 1. 2014年に失効しておりますが、その後2021年12月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けております。

2. 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）とはInformation Security Management Systemの略称であり、当社はISMSにおける要求事項ISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001:2014）を実施し、認証を取得しております。

3【事業の内容】

当社は「地域のリーディング企業に 分野のリーディング企業に」という経営目標のもと、ソフトウェア受託開発を中心とするIT全般に関わるサービスをシステム開発事業として提供しております。なお、当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントを構成するサービス別に記載をしております。

当社の主なサービス領域は、ソフトウェア開発サービスとシステムインテグレーション(SI)サービス^(注2)の2つのサービスに大別できます。全売上におけるソフトウェア開発サービスの構成比約70~80%、一方、システムインテグレーションサービスの構成比約20~30%となっております。加えて、比較的小規模ながらも創業以来続けてきた事務管理部門による、地元中小企業向けの給与計算やデータ入力代行サービスも行っています。



(注) コンピュータのハードウェアとソフトウェアを組み合わせることを一般的に「システム統合」または「システムインテグレーション」(System Integration)と呼びます。これには、コンピュータのハードウェアの設定と、それを操作するためのソフトウェアのインストールや設定が含まれます。このプロセスは、ハードウェアとソフトウェアが正常に動作し、ユーザーのニーズを満たすために正確に相互作用することを確認するために必要です。また、異なるソフトウェアアプリケーションやデータベースが一緒に働き、情報を共有できるようにするためにも重要です。

(1) ソフトウェア開発サービス

請負契約、準委任契約、派遣契約^(注1)を通じて、メーカーや大手SIer^(注2)向けにソフトウェアを提供しています。ソフトウェア開発サービスにおける当社の請負契約、準委任契約、派遣契約の売上高構成比率は、請負契約62%、準委任契約26%、派遣契約12%となっております。

特に株式会社三井E&S(以下「MES」といいます)とは40年以上にわたり、港湾物流システムの共同開発を行っています。MESが国内外の港湾設備を受注した際には、要件定義および基本設計はMESが担当し、詳細設計以降の作業は当社が請け負う体制を構築・維持しています。現在、社員エンジニアは53名で、全員が正社員であり、その大部分は入社以来、当社独自の技術教育を受けたエンジニアです。

また、下請けパートナー企業としては、国内パートナーに加えて、ベトナム社会主義共和国におけるオフショア開発を提供するCMC Global Company Limited等の優良パートナーを複数有しております。これらの会社から当社に出向する技術者、またはベトナムの大学から採用した技術者に対して、当社の教育を施し、技術レベルの均一化を図っています。また、仲介役としてのブリッジSE^(注3)も育成しています。外注比率は約15%となっております。

日本のソフトウェア開発は、六次請けまで続く多重請負構造が問題となっておりますが、当社はパートナー企業(二次請けまたは三次請け)までのシンプルな構造で、顧客へ一連のサービスを提供しています。

I. ソフトウェア受託開発業務

当社は主に大規模システムのプロジェクトに参画し、詳細設計、プログラミング、運用、サポートなどの下流工程における幅広いサービスを提供しております。顧客の要望に応じて、多様なプログラミング言語でのサービス提供が可能となっております。プログラミング能力については、独立行政法人情報処理推進機構が開発した「iコピテンシーディクショナリ(iCD)」^(注4)を基にした能力とスキルの体系化教育を行い、人材育成に努めており、高いプログラミング技術が当社の強みとなっております。MESと共に取り組んだ港湾物流システム開発案件を通じて獲得した開発能力と知識は、当社の特長となっております。

II. システム設計・環境構築業務

昨今のシステム開発における主流は、メーカーや大手SIerは下流工程のみを下請けに任せる形態ではな

く、上流工程を共同で行うまたは全てを下請けに任せる形態になりつつあります。一次請け、二次請けを行う当社としては基本設計業務や要件定義、そしてシステム環境の構築業務等の上流工程の業務が増加傾向にあります。

当社では上流工程技術者の育成に注力し、社員エンジニアの50%が上流技術者として活動できるよう教育を実施しております。2025年4月30日現在、社員エンジニア53名中22名が上流工程の技術者として在籍しております。

Ⅲ. ソフトウェア開発技術者派遣業務

当社は主に請負作業を中心としたソフトウェア受託開発やシステム設計・構築業務を手がけております。しかし、セキュリティや技術的検証が求められる際には、顧客の要望に沿って技術者の派遣も行います。この業務のために、労働者派遣事業許可番号（派33-300462）を取得しております。従来は、技術者を顧客先に常駐させ、直接指示を受けて業務を進めていましたが、最近ではデジタル通信技術の進展に伴い、オンラインを介した技術者派遣サービスも展開しております。

- (注) 1. 請負契約では、発注者が仕様を定め、請負者がその仕様に従って成果物を独自の裁量で作成し、成果物の品質に対する責任を負います。準委任契約では、発注者が目的を設定し、請負者が自由に作業方法を決定しながら努力義務を負い、必ずしも成果物の完成を保証しません。派遣契約では、請負者（派遣元）が従業員を発注者のもとに派遣し、発注者が直接的に作業の管理を行い、日々の作業責任を持ちますが、従業員の雇用に関する法的な責任は派遣元が持ちます。これらの契約はプロジェクトの特性や管理のしやすさ、リスク分配に応じて選ばれるため、プロジェクトの要件に合わせた契約形態の選択が重要です。
2. ソフトウェア開発において、顧客（クライアント）の要望に応じて、ソフトウェアの設計、運用、コンサルティングに至るまで様々なサービスを提供する企業のことを「System Integrator（システムインテグレーター）」、または縮めて「SIer（エスアイヤー）」と呼びます。
3. オフショア開発における受注国側と発注国側との調整役を担う、発注国側の言語等が習熟した受注国側のシステムエンジニアを指します。
4. IT人材の能力や素養（スキル）を体系化したものです。これには「タスクディクショナリ」と「スキルディクショナリ」が含まれており、それぞれ辞書のように参照できる形で構成されています。タスクディクショナリはタスク3階層と評価項目の計4階層、スキルディクショナリはスキル3階層と知識項目の計4階層で構成されており、組織はこれらを活用して経営戦略に基づく人材育成を行うことができます。

(2) システムインテグレーション（SI）サービス

当社のSIサービス部門は、営業本部内に専門の開発グループを設けています。この体制により、ハードウェアの選定からソフトウェアの開発に至るまでの工程を一貫して取り扱うことができます。当社のSIサービスは、地域に密着したサービスとしており、主な営業地域は岡山県および香川県、広島県の3県となっています。サービス提供の流れは、ハードウェアの販売を切り口に、その後の設置・設定、保守サービス、そして中小企業をターゲットとしたシステム開発へと続きます。当社はハードウェアに関する専門的な知識を有しており、顧客において最適なシステム環境の提案が可能となっております。この知見と高度な技術力を特長に、民間企業から官公庁までの幅広いニーズに応えております。

I. コンピュータ機器類・パッケージソフト販売・保守サービス業務

当社のSIサービスにおける顧客への切り口となる部分であり、コンピュータ機器類やパッケージソフトを直接コンピュータメーカーやソフトウェアメーカーから仕入れるだけでなく、コンピュータ機器、周辺機器を扱うIT専門商社などからも商材を仕入れて顧客に提供しています。

また、当社は全てのメーカーの製品を扱えるため、顧客のニーズに幅広く対応することができます。さらに、顧客の細かい要望にも柔軟に対応できるのが当社の強みです。当社は単にハードウェアを販売するだけでなく、販売したハードウェアをより効果的に活用するための設置・設定、環境構築の導入指導・構築サービス（ユースウェア）まで提供しております。

II. 中小規模システム設計・ネットワーク構築・コンサルティング業務

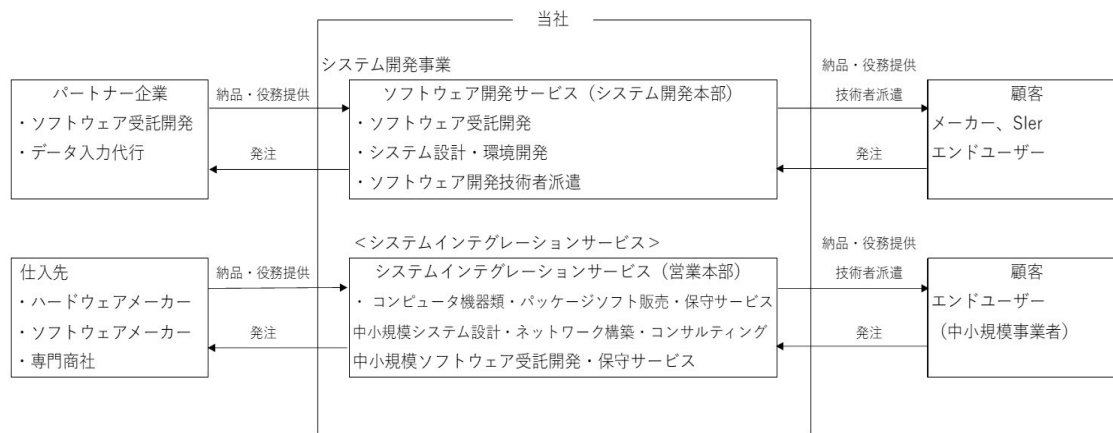
ハードウェアの販売を起点とし、中小規模の顧客へのコンサルティングを行っています。コンサルティングでは、既存のパッケージソフトウェアと顧客が利用しているソフトウェアの連携ツール開発、基幹システムの設計、ネットワーク構築など、幅広いサービスを提供しています。中小規模のシステム開発は、大規模システム開発とは異なるアプローチを要し、仕様作成から基本設計までの上流工程は、システム営業部のもとで活動する開発グループが一貫して担当しています。ハードウェアの専門知識を活かし、顧客のネットワーク構築も一貫して行っています。

III. 中小規模ソフトウェア受託開発・保守サービス業務

中小規模のシステム開発に関連して、営業本部システム営業部における開発グループは詳細設計からプログラミング、そして保守サービスに至るまでを請負います。原則として、社員エンジニアが全ての工程を担当するものの、状況に応じてベトナムの提携パートナー企業を通じたオフショア開発も実施しています。ハードウェアの販売を基盤にしているため、顧客のシステム環境について詳細に把握しており、その環境に合致した柔軟な開発に特長がございます。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
74 (0)	43.6	18.6	4,457

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員のみ) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2025年12月期）における世界経済は、地政学的リスクの長期化や通商政策を巡る不透明感が継続する中、特に米国における関税政策の影響がグローバルな設備投資や物流関連分野に波及しました。国内経済においても、企業の投資判断は慎重姿勢が強まり、先行き不透明な状況が続きました。当社の属する情報サービス業界においては、デジタル化やDX投資の需要は底堅く推移したものの、経済安全保障を背景とした制度変更や審査プロセスの厳格化により、公共性の高い分野や社会インフラ関連案件では案件の先送りが発生しました。

このような環境の中、当社の主力分野である港湾物流システム開発においては、主要取引先である三井E&S向け案件について、いわゆる「トランプ関税」の影響を受け、エンドユーザーである荷受け業者が投資判断を見送ったことから、特に上半期の作業量が著しく減少しました。また、当事業年度の中盤には、国土交通省関連工事においてセキュリティインシデントが発生しました。当該インシデントについては、当社にも一定の責任があると判断し、外部専門機関によるフォレンジック調査費用を当社負担としたことから、特別損失を計上しております。あわせて、役員退職金の支給に伴う費用についても、特別損失として計上いたしました。

さらに、当事業年度後半には経済安全保障推進法の改正により、港湾物流システム関連工事において事前審査を通過しなければ工事着手ができない制度となったため、従来想定していた当事業年度後半での追い込みが困難となりました。

一方で、これらの主力案件の減少を補うべく、当社は他の顧客分野での受注および開発に注力しました。特に、岡山県内を中心としたエンドユーザー向けシステム開発は堅調に推移し、新規顧客の獲得にも一定の成果を上げました。また、ハードウェア販売を中心とするSI営業は極めて好調に推移し、収益の下支えとなりましたが、上半期における港湾物流関連案件の落ち込みを完全に補うまでには至りませんでした。

この結果、当事業年度の業績は、売上高753,029千円（前年同期比0.4%減）、営業利益19,266千円（前年同期比35.5%減）、経常利益25,789千円（前年同期比20.0%減）、当期純利益597千円（前年同期比98.2%減）となりました。

なお、当社の報告セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は63,630千円(前事業年度末比82,555千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は88,230千円(前年同期は148,518千円の獲得)となりました。これは主に売上債権の増加額63,036千円、役員退職慰労引当金の減少額19,190千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は25,154千円(前年同期は16,676千円の獲得)となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入4,235千円、投資有価証券の売却による収入3,769千円、保険積立金の解約による収入26,362千円、保険積立金の積立による支出△5,579千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は19,480千円(前年同期は60,604千円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出11,681千円、配当金の支払額7,476千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高 金額 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア開発サービス	564,494	100.4
S I サービス	184,535	103.0
その他	1,374	67.0
合計	750,403	100.9

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	金額 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア開発サービス	567,120	98.6
SIサービス	184,534	103.0
その他	1,374	67.0
合計	753,029	99.6

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社三井E&S	351,346	46.5	356,360	47.1
三井E&Sシステム技研株式会社	79,766	10.5	—	—

(注) 当事業年度における三井E&Sシステム技研株式会社に対する販売割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) 顧客集中および事業分野偏重リスクへの対応

当社の主力である港湾物流システム関連事業は、通商政策、経済安全保障関連制度、顧客の設備投資動向等の影響を受けやすく、受注時期および作業量が変動する特性があります。特にシステム本部においては、主要取引先1社向け売上が同部門売上の過半を占めており、顧客集中に伴う業績変動リスクを重要な経営課題として認識しております。

当社は、上場による信用力および知名度の向上を活用し、新規顧客の開拓を推進するとともに、既存顧客との取引深耕および案件拡大を図っております。加えて、営業アウトソーシングの活用や協業先との連携拡大により営業機会の創出を進め、顧客および業種の分散による収益基盤の安定化を推進してまいります。

(2) 制度変更およびセキュリティ要請強化への対応

社会インフラおよび公共性の高い分野においては、経済安全保障関連制度の整備や審査手続の厳格化が進んでおり、案件開始までの要件水準および管理負荷が上昇しております。また、情報セキュリティに対する要求水準も継続的に高まっております。

当社は、開発・運用プロセスの標準化、セキュリティ管理体制の強化、外部専門機関との連携による検証体制の整備等を進め、品質・安全性・信頼性の確保および向上に継続的に取り組んでまいります。

(3) 生成AI活用を前提とした開発体制の高度化

生成AIの普及に伴い、プログラミング、テスト等の下流工程の一部において自動化・効率化が進展することが見込まれております。当社はこれを事業環境の重要な変化として認識し、生成AIの利活用を重点施策として位置付けております。

生成AIおよび各種開発支援ツールの導入を進め、設計、要件定義等の上流工程の品質向上と生産性向上に注力するとともに、開発手法の標準化および社内教育を通じて、高付加価値型の開発体制への移行を推進してまいります。

(4) 人材確保および人件費上昇への対応

IT人材市場における需給逼迫を背景として、技術者人件費は上昇傾向が継続しており、人材の確保および定着は重要な経営課題であると認識しております。

当社は、採用活動の強化、地方人材の確保、教育研修による育成の強化を進めるとともに、オフショア開発や外部パートナーの活用、生成AIの活用による生産性向上を通じて、要員構成の最適化と収益性の維持を図ってまいります。

(5) 収益性およびコスト構造の改善

上場維持に伴う管理コストの増加および人件費の上昇により、利益率には一定の影響が生じております。当社は、案件別採算管理の精緻化、見積精度の向上、開発資産の再利用促進および業務効率化を進めることにより、原価低減と品質確保の両立を図り、収益体質の改善に継続して取り組んでまいります。

(6) M&Aおよび業務提携の活用

事業基盤の拡充、技術領域の補完および人材確保を目的として、M&Aおよび業務提携を中長期的な成長戦略の一つとして位置付けております。対象企業の事業内容、財務状況、統合効果およびリスクを総合的に勘案のうえ、慎重に検討を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 市場環境及び競合他社について

①市場環境について

当社が属する情報サービス市場は、国内外の企業間での激しい競争により、技術革新が急速に進んでいます。マーケット環境の変化によって顧客の投資ニーズが急激に変わる可能性、価格競争の激化、および当社が保有する技術やノウハウが陳腐化する可能性があります。これらの技術革新やニーズの変化に適切に対応できなければ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客の投資時期や規模は経済動向、金利・為替の動向に影響されるため、当社の業績も影響を受けることがあります。加えて、マーケット環境の急激な変化により、特定のサービス分野の需要が大きく減退した場合、技術者の継続雇用による収益の圧迫や人材流出がその後の回復を遅らせることがあります。

②競合他社による影響について

当社は、顧客の求めるニーズに対応すること及び顧客に当社独自の提案を行うことにより差別化を図っており、特に港湾物流システムにおいては独占的な位置づけにあります。今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。顧客のニーズの多様化や技術的進歩により、差別化ができなくなる可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術動向について

当社は技術革新のスピードに対応するため、技術者への教育研修や現場での実践教育を通じて基礎技術力を鍛え、独立行政法人情報処理推進機構が作成した技術の標準化指標「iコンピテンシーディクショナリ (iCD)」(注)を利用して技術者の代替性を高め、常に先端技術や新しい領域への広範な挑戦を行いながら技術力を向上させ、顧客のニーズに的確に答えています。しかしながら、ITの技術進化が目まぐるしいため、これらの方策を取りながらも、時には技術の進化に遅れをとり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このような場合、迅速に新技術に適応し、遅れを最小限に抑えるための追加対策が必要となります。

(注) IT人材の能力や素養(スキル)を体系化したものです。これには「タスクディクショナリ」と「スキルディクショナリ」が含まれており、それぞれ辞書のように参照できる形で構成されています。タスクディクショナリはタスク3階層と評価項目の計4階層、スキルディクショナリはスキル3階層と知識項目の計4階層で構成されており、組織はこれらを活用して経営戦略に基づく人材育成を行うことができます。

(3) 人財の確保について

当社は、継続的な成長のため、顧客に専門的かつ高付加価値の技術を提供する優秀な人材の確保と育成が必須と認識しております。当社の競争力向上に当たっては、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、積極的な採用活動に加え、働き方改革やダイバーシティの実現を目指し、多様な教育・研修および学習の機会を通じて人材の育成を強化しています。また、社員の処遇改善や技術者の柔軟な労働環境の提供により、多様な働き方を支援する体制を構築しています。労務コンプライアンス違反防止のため、教育と啓蒙活動を継続しており、外部通報窓口の設置を通じて問題の早期発見と適切な対応を図り、労務関連リスクの低減に努めています。

(4) 受託ソフトウェア等の開発について

当社は、顧客の要求事項に基づき受託ソフトウェアの設計・開発、製造を行っております。これに伴い、品質管理と納期管理を徹底し、顧客への品質保証とサービス満足度の向上に努めています。しかしながら、受託ソフトウェアの開発が高度化・複雑化する中で、品質問題や納期遅延のトラブルが発生する可能性があり、これらのトラブル対応に伴う追加コストや損害賠償、納期遅延による期ずれ等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社では経営陣を含めた定期的な定例会議を通じて品質管理を徹底しています。さらに、システム開発時には当社と顧客の責任範囲を明確にし、見積り、受注段階からプロジェクト及びスケジュール管理を徹底します。専門部門によるチェックや案件進捗管理を通じて、プロジェクトマネジメント力の強化と不採算案件の発生防止に努めており、生成系AI技術を生産工程に積極的に導入を進め、プログラミングの自動化やプロセスの最適化に取り組んでおります。

(5) ビジネスパートナーへの業務委託について

①業務委託について

当社は、受託ソフトウェア等の開発に際し、生産能力の確保、生産効率化、技術支援を目的として、オフショアおよびニアショアを含む国内外のビジネスパートナーに業務の一部を委託しています。情報サービス業界では特定の技術に対する需要が集中する傾向があり、今後、需給バランスが取れない場合や競争の激化によりコストが大幅に増加する可能性があり、これらの状況は当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

そのため、当社では、ビジネスパートナーとの定期的なコミュニケーションを通じて状況を把握し、関係を強化しています。また、国内外で最適なビジネスパートナーを確保するための取り組みを進めています。

②オフショア開発におけるパートナー企業の設立されている現地国のリスクについて

当社は、ベトナム社会主義共和国のパートナー企業を通じたオフショア活動を積極的に行っております。同国での予期せぬ特殊事情、政治体制の変更、為替相場の急激な変化、テロ行為、伝染病の発生などの想定外の事象が発生すると、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このため、事前調査や専門家を通じた対策を実施し、商習慣や法的規制の違いに対応しています。しかしながら、今後、当社が事業展開するに際して、パートナー企業が設立されている国の政策動向やその国固有の規制、為替に関わるリスク及び新たな関税、通貨規制、税制度等が導入される場合には、これらの対応コストの発生により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 内部管理体制について

当社は、企業価値を継続的に高めるために、業務の適正実施と健全性の確保が重要であると認識しています。この目的を達成するため、コーポレートガバナンスが有効に機能するよう内部統制システムの適切な構築と運用を行っています。しかしながら、経営環境の急激な変化や新事業の拡大に伴い、内部管理体制が不十分となり想定外の不正行為が発生した場合、業務の適正な運営が困難となり、結果として当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 機密情報の管理について

当社は、顧客の企業情報および社内外の個人情報の取扱いに際し、「個人情報保護法」や「マイナンバー法」等の法令に準拠した対応が必要であると考えており、これらの機密情報を適切に管理するためにISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、ISMSに準拠した情報管理を徹底しております。また、サイバー攻撃の日増しに高度化する脅威に対応するため、「Securityチーム」を設置し、定期的な会議を実施し、経営陣への報告を行っています。このチームは、情報保護に関する社内基準の策定と遵守、効果的な技術的セキュリティ対策の実施、情報管理に関する教育の徹底、外部委託先との機密保持契約の締結などを担当しています。また、当社製品においても情報漏洩を未然に防ぐための多様な技術対策を講じています。しかしながら、不測の事態により、個人情報及び顧客情報等の漏洩が発生し、顧客からの損害賠償請求や当社の信用低下が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

当社ソフトウェア開発サービスにおけるソフトウェア開発技術者派遣業務は、労働者派遣に関する法令及び条例等の法的規制を受けております。当社の事業運営において、法的規制に対応できる体制を構築しておりますが、今後、これらの法的規制の大幅な変更等により、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ソフトウェア開発技術者派遣業務に係る許可（一般労働者派遣事業者認可（派33-300462））について、現時点において許可の取消事由や更新欠格事由は発生しておりませんが、今後何等かの事情により、許可の取り消し処分が発生した場合には、事業活動に大きく影響し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害について

当社は、自然災害、特に地震や風水害による被害のリスクを認識しており、これらが発生した場合、社屋や従業員及びその家族、取引先に甚大な影響を及ぼす可能性があります。営業活動の一時停止、システム障害、交通網の混乱など、事業活動に直接的及び間接的な影響が予測されます。これらのリスクを最小限に抑えるため、当社はビジネス継続計画（BCP）を策定しております。この計画には、通常の業務再開プロセスや緊急時のコミュニケーション手段、重要な業務の優先順位付けなどが含まれています。

(10) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である山根慎一郎氏は、長年にわたり経営方針や戦略の決定に関与し、事業における重要な役割を果たしています。この状況を踏まえ、当社は同氏への過度な依存を避けるための経営体制の整備と強化を進めておりますが、不測の事態により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社の事業戦略や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定の顧客への依存

当社は長らく、主要顧客である株式会社三井E&Sに対する売上高が高い水準にあります。特に、ソフトウェア開発サービスでは売上高構成比50%以上が同社となっており、潜在的リスクであると認識しております。

このため、技術力及び開発力を生かし、リスク分散を図る方針の下、複数の優良顧客を確保することを目指してまいります。当社は同社と良好な関係を維持しておりますが、株式会社三井E&Sの経営状況や為替などの外的要因により、同社からの受注が大幅に減少した場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(12) 新株予約権による株式価値の希薄化

当社は、企業価値の向上を目指す経営を意識することや、役職員インセンティブを高めることを目的として、役員に新株予約権を付与しております。また、今後の優秀な人材確保のため信託型ストック・オプションを発行しております。新株予約権について行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。本発行者情報の開示日現在、新株予約権による潜在株式数は438,300株であり、発行済株式総数4,446,700株の9.9%に相当しております。

新株予約権に関する詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照下さい。

(13) 訴訟に関するリスク

当社は、当事業年度末現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、当社が販売したシステムに対するクレーム等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) AIによるソフトウェア開発構造の変化について

近年、生成AIをはじめとする人工知能技術の急速な進展により、ソフトウェア開発の生産性向上や開発手法の変化が進んでおります。これにより、従来型のプログラミング業務の一部が自動化される可能性があり、ソフトウェア開発業界におけるビジネスモデルや収益構造が変化する可能性があります。当社では、AI技術の活用を推進し、生産性向上や開発プロセスの高度化に取り組んでおりますが、AI技術の進展に適切に対応できない場合や、顧客の開発需要が大きく変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) IT人材の確保及び人件費の上昇について

情報サービス業界では、デジタル化の進展やIT投資の拡大に伴い、ソフトウェア開発技術者の需要が高まっております。その結果、IT人材の採用競争が激化し、技術者の人件費が上昇する傾向にあります。

当社では採用活動の強化や教育制度の充実により人材確保と育成に努めておりますが、優秀な技術者の確保が計画どおりに進まない場合や、人件費の上昇を受注価格に適切に転嫁できない場合には、当社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

(16) ソフトウェア開発業界における多重下請構造について

日本のソフトウェア開発業界では、元請企業から一次請け、二次請け、三次請けへと業務が委託される多重下請構造が存在しております。このような構造の中で、当社の受注形態や取引条件は、元請企業の発注方針やプロジェクト構造の変化の影響を受ける可能性があります。当社では顧客との直接取引の拡大や付加価値の高い業務領域への進出に努めておりますが、業界構造の変化や取引条件の変更等により受注機会が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 為替変動及び海外オフショア開発に関するリスクについて

当社は、ソフトウェア開発の一部について海外パートナー企業とのオフショア開発を活用しております。これに伴い、為替相場の変動により外注費用が変動する可能性があります。また、海外拠点において政治・経済情勢の変化、法制度の変更、社会情勢の不安定化、感染症の拡大等の事象が発生した場合には、開発体制に影響を及ぼす可能性があります。当社では複数のパートナー企業との連携によりリスク分散を図っておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) M&A及び事業提携に関するリスクについて

当社は、中長期的な成長戦略の一環として、M&Aや事業提携等を検討・実施する可能性があります。これらの施策により新たな事業領域の獲得や技術力の強化を図ることが期待されますが、対象企業の事業環境や財務状況の変化、統合プロセスの遅延、人材流出、想定していなかった偶発債務の発生等により、当初想定した効果が得られない可能性があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2024年8月8日に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年7月29日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際し

て交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

(20) F-Adviserとの契約について

当社は、福岡証券取引所が運営する証券市場 Fukuoka PRO Market に2024年12月16日に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月17日にフィリップ証券株式会社との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はF-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期

間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面
 - (a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b)産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこ

れに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) FPMの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時

点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が福岡証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は250,418千円で、前事業年度末に比べ7,804千円減少しております。現金及び預金の減少82,555千円、電子記録債権（前事業年度は受取手形）の増加9,407千円、売掛金の増加8,700千円、契約資産の増加44,928千円、未収還付法人税等の増加11,797千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は105,573千円で、前事業年度末に比べ27,289千円減少しております。建物の減少1,498千円、土地の減少3,500千円、保険積立金の減少15,219千円、繰延税金資産の減少8,982千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は106,919千円で、前事業年度末に比べ10,061千円減少しております。買掛金の増加7,392千円、未払法人税等の減少7,626千円、前受金の減少5,216千円、1年内返済予定の長期借入金の減少8,971千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は122,539千円で、前事業年度末に比べ20,727千円減少しております。長期借入金の減少2,710千円、リース債務の増加412千円、退職給付引当金の増加759千円、役員退職慰労引当金の減少19,190千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は126,533千円で、前事業年度末に比べ4,304千円減少しております。資本金の増加1,028千円、資本剰余金の増加1,028千円、利益剰余金の減少6,878千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

第3【事業の状況】3【対処すべき課題】に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当会計年度の設備投資額は4,617千円であり、その主な内容は当社のソフトウェア開発の効率化を目的とした「工具、器具及び備品」（NVIDIA DGX SPARK（AIスーパーコンピューター））の取得であります。

なお、当会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具器具備品 (千円)	土地(千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (岡山県玉野市宇野)	システム開発事業	統括業務 施設	3,848	1,669	—	7,378	82	12,979	74

(注) 1. 本社建物、事業所、事務所、営業所はいずれも賃借物件であります。

2. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,400,000	11,954,700	4,445,300	4,446,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	16,400,000	11,954,700	4,445,300	4,446,700	—	—

(注) 1. 事業年度末現在発行数及び本書公表日現在の発行数には、自己保有株式である200,000株が含まれておりません。

2. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株行438,300株が含まれております。

3. 公表日現在発行数には、2026年3月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	77,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年12月18日 至 2031年12月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44(注)3、4 資本組入額 22(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場

合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44(注)3、4 資本組入額 22(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 (a)44円(ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発	同左

	<p>行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。</p> <p>(b) 44円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、44円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が44円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格とな</p>	
--	--	--

	<p>ったとき</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	354,700	353,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	354,700(注)1、3	353,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44(注)3、4 資本組入額 22(注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 44円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。</p> <p>(b) 44円（ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のい</p>	同左

	<p>ずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、44円 (ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く)。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が44円(ただし、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき</p> <p>②本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

3. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、2024年3月29日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

※第3回新株予約権の状況の補足事項

当社の代表取締役社長である山根慎一郎は、発行会社の成長に真摯に取り組む役員や社外協力者に対して自らの出捐において新株予約権を交付し、当社の成長にともなう経済的利益を共有するため、2021年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月24日付でコタエル信託株式会社を受託者として、「時価発行新株予約権設定信託[※]」締結しました。本信託は3つの契約（T0101-211224からT0103-211224まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権 [※] （一括交付タイプ）
委託者	山根 慎一郎
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日	2021年12月24日

信託の種類と新株予約権数	(T0101-211224) 第3回新株予約権200,000個 (T0102-211224) 第3回新株予約権100,000個 (T0103-211224) 第3回新株予約権100,000個
受益者指定日	(T0101-211224) 2024年12月末日（当該日が受託者の休業日の場合には前営業日。以下同じ） (T0102-211224) 2029年12月末日またはグロース市場に上場した日から6か月が経過した日のいずれか早い日 (T0103-211224) 2034年12月末日またはスタンダードに上場変更した日のいずれか早い日
信託の目的	委託者は、当社の代表取締役社長として、発行会社の成長に真摯に取り組む役員や社外協力者に対して自らの出捐において新株予約権を交付し、もって、当社の成長にともなう経済的利益を共有したいと希望している。そこで委託者は、時価発行新株予約権信託®を導入し、委託者の出捐で受託者に当社の新株予約権を取得させるとともに、当社を受益者指定権者とする事で、当社の企業価値向上に持続的かつ精力的に貢献する意思と能力を備えた者を一定期間観察しながら当社に選別させ、受託者をして、それらの者に新株予約権を交付させることを目的とする。
受益者適格要件	当社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の交付ガイドラインに定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第3回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 ①推薦による新株予約権の配分 当社取締役会の推薦のあった対象者のなかから当社の評価委員会において推薦枠の対象となる者を選出し、その者に付与されるポイント数の按分によって行う。 ②役職員のタイトルに基づく新株予約権の配分 2022年以降に在籍する役職員のタイトルに応じて付与されるポイント数の按分によって行う。 ③人事評価に基づく配分 1年ごとに実施される人事評価の結果に応じて付与されるポイント数の按分によって行う。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年3月29日	4,359,000	4,400,000	18,000	43,000	—	10,270
2025年1月1日～ 2026年2月28日	46,700	4,446,700	1,060	44,060	1,060	11,330

- (注) 1 2024年3月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が4,059,000株増加しております。
- 2 2024年3月29日を払込期日とする有償第三者割当による増資により、発行済株式総数が300,000株、資本金が18,000千円増加しております。（発行価額60円、資本組入額60円）
- 3 2025年1月1日～2026年2月28日は新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	5	—	—	21	27	—
所有株式数 (単元)	—	1,000	—	6,200	—	—	37,253	44,453	—
所有株式数 の割合 (%)	—	2.2	—	13.9	—	—	83.8	100	—

(注) 自己株式200,000株は、「個人その他」に2,000単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自 己株式を除く） の総数に対する 所有株式数の割 合(%)
山根 慎一郎	岡山県岡山市北区	2,181	51.37
山根 光恵	香川県香川郡直島町	455	10.72
山根 英雄	東京都江東区	422	9.94
岩田 涼子	神奈川県茅ヶ崎市	322	7.58
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪府大阪市北区 中之島三丁目3番23号	300	7.07
岩田 ゆうわ	神奈川県茅ヶ崎市	100	2.36
合同会社玉事務所	岡山県岡山市北区問屋町 26番地108リ ビンコート スタイル問屋町1003号	100	2.36
おかやま信用金庫	岡山県岡山市北区 柳町一丁目11番21号	100	2.36
公益財団法人大原芸術財団	岡山県倉敷市 中央一丁目1番15号	100	2.36
公益財団法人みんなでつくる財団おかやま	岡山県総社市 中央二丁目2番8号	100	2.36
計	—	4,180	98.48

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式200,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式4,245,300	42,453	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,445,300	—	—
総株主の議決権	—	42,453	—

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社NICS	岡山県玉野市宇野一丁目11番1号	200,000	—	200,000	4.5
計	—	200,000	—	200,000	4.5

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名、当社従業員 73名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 2名 当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（2021年12月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	2021年12月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	200,000	—	200,000	—

3 【配当政策】

当社では、株主還元を重視し、原則として期末配当の年1回の配当を基本方針としております。この期末配当は、株主総会の決定によって行われます。今後の配当について当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課の一つとして位置付けており、安定した配当の継続を実現するため、DOE（株主資本配当率）3.0%以上を基本目標として配当を実施してまいります。

当社は、取締役会の決議により、6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月27日 株主総会決議	4,245	1.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高 (円)	—	60	—
最低 (円)	—	60	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、2024年8月8日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market、2024年12月16日に福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。
3. 2025年1月から2025年12月までの期間において、売買実績はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market、福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年7月から2025年12月までの期間において、売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	山根 慎一郎	1967年 12月15日生	1991年4月 キヤノン販売株式会社 (現 キヤノンマーケティングジャパン株式会社) 入社 2000年10月 株式会社日本情報管理システム(現当社) 入社 2002年4月 当社 取締役就任 2004年2月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2005年5月 株式会社岡山トスバック 代表取締役就任 社団法人システムエンジニアリング岡山 (一般社団法人へ改組) 理事就任(現任) 2021年9月 合同会社玉事務所 代表社員就任(現任)	(注) 1	(注) 3	2,181
取締役	システム 本部長	遠藤 実	1974年 2月27日生	2001年4月 株式会社日本情報管理システム(現当社) 入社 2019年1月 当社 システム本部第二システム部部长 就任 2023年3月 当社 取締役システム本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	営業 本部長	佐用 雅史	1965年 1月12日生	1987年12月 株式会社日本情報管理システム(現当社) 入社 2004年4月 当社 営業本部システム営業部部长就任 2023年3月 当社 取締役営業本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	業務 本部長	木村 裕一	1963年 6月27日生	1986年4月 玉野信用金庫(現 おかやま信用金庫) 入庫 2023年7月 当社 取締役業務本部長就任(現任)	(注) 1	(注) 3	5.7
常勤 監査役	—	須和田 庸二	1957年 5月8日生	1980年4月 株式会社日本情報管理システム(現当社) 入社 2003年3月 当社 営業本部システム営業グループ部長 就任 2017年5月 当社 内部監査室担当 2024年3月 当社 監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	3.5
監査役	—	大倉 宏治	1971年 8月22日生	1994年4月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人)入所 1996年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社)入社 2002年9月 株式会社トーマツコンサルティング (現 デロイト トーマツ コンサルティ ング合同会社)入社 2008年10月 株式会社GLOBAL 代表取締役就任(現任) 2010年4月 カジノン株式会社 取締役就任(現任) 2011年9月 社会医療法人盛全会 監事就任 2012年9月 公益財団法人みんなでつくる財団おかやま 監事就任(現任)	(注) 2	(注) 3	—

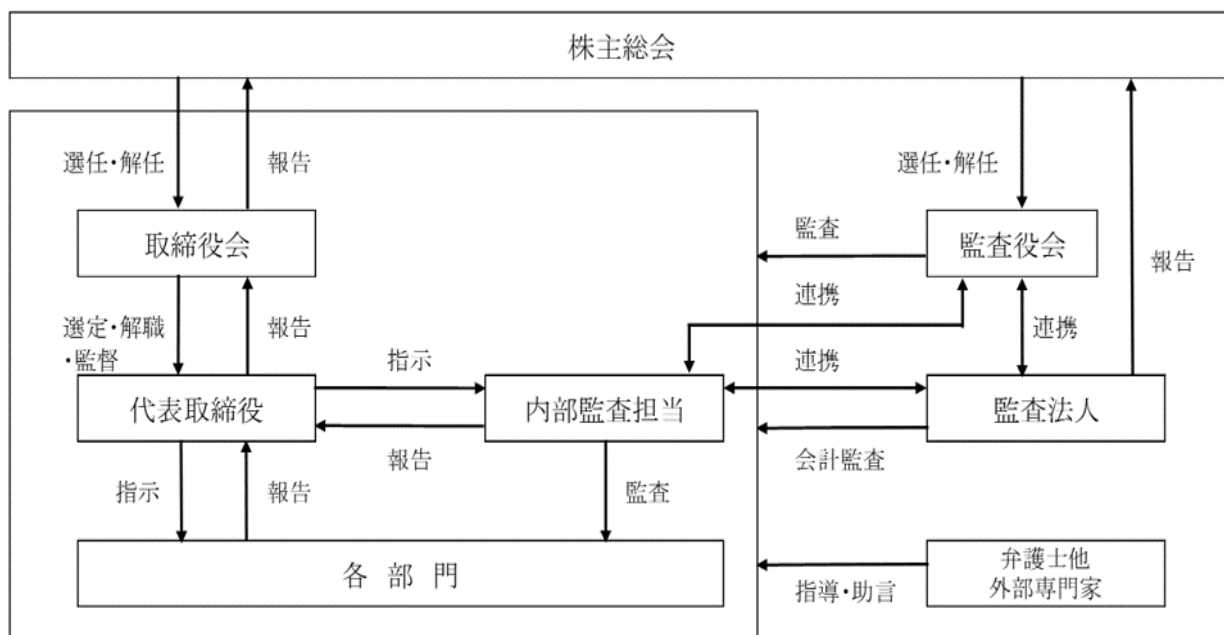
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	大倉 宏治	1971年 8月22日生	2013年12月 一般社団法人岡山日仏協会 理事就任 (現任) 2014年4月 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 監事就任 (現任) 2015年8月 tetta株式会社 監査役就任 (現任) 2015年11月 株式会社みせサボ 代表取締役就任 (現任) 2017年6月 公益財団法人岡山市シルバー人材センター 監事就任 (現任) 2018年7月 株式会社新日本機能食品 監査役就任 2019年10月 イノベーションヒルズ株式会社 監査役就任 (現任) 2020年6月 石垣食品株式会社 取締役 (監査等委員) 就任 2020年6月 特定非営利活動法人だっぴ 理事就任 (現任) 2020年6月 アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社 監査役就任 (現任) 2020年11月 株式会社ふるプロ 監査役就任 (現任) 2021年2月 当社 監査役就任 (現任) 2021年2月 特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールド 理事就任 (現任) 2021年4月 一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会 会計監査人就任 (現任) 2021年10月 株式会社山陰総合会計 代表取締役就任 (現任) 2021年10月 株式会社G I N 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	石田 麻衣	1976年 9月12日生	2013年5月 弁護士登録 2014年1月 太陽綜合法律事務所入所 2021年4月 あち倉敷法律事務所設立 (現任) 2021年12月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							2,190.2

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は38,302千円を支給しております。
4. 監査役 大倉宏治、石田麻衣は社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、強固なコーポレートガバナンス体制の構築を重要な経営課題として位置づけています。当社のガバナンス体制は、透明性、公正性、責任性、そして迅速な意思決定を基本原則としています。

- イ. 透明性の確保：当社は、株主およびその他のステークホルダーに対して、経営情報を正確かつ適時に開示することで、透明性を確保します。これには、財務情報だけでなく、経営戦略やリスク管理、コンプライアンス状況に関する情報も含まれます。
- ロ. 公正性の保持：全ての株主が平等に扱われるように、公正な経営慣行を維持します。また、利害関係者の公正な扱いを確保するために、利害関係者との対話を積極的に行います。
- ハ. 責任の明確化：経営陣と取締役会の役割と責任を明確に区別し、効果的な監督を行う体制を整備します。これには、独立性を持つ取締役の活用や、監査、報酬、指名に関する各種委員会の設置が含まれます。
- ニ. 迅速な意思決定：経営環境の変化に対応するため、迅速かつ効果的な意思決定プロセスを確立します。これを支えるために、情報の流れを最適化し、意思決定機構を逐次評価および改善します。

また、コーポレートガバナンスの実践においては、継続的な評価と改善を行うことで、経営の健全性を保ち、企業価値の最大化に寄与することを目指します。これにより、当社はすべてのステークホルダーに対して最大の価値を提供できるよう努めます。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を主幹部署として業務監査を実施しております。内部監査室は、独立性を確保しながら、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門並びに監査役会に報告しております。被監査

部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査及び監査役会並びに監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしています。

ニ. 経営会議

当社の経営会議は、全取締役4名及び執行役員2名の計6名で構成されています。毎月一度開催され、当月の取締役会で承認が必要な事項や営業、開発の進捗状況について、営業本部、システム本部、業務本部の各本部長からの報告が行われます。各取締役は、会議内容について理解を深めるとともに、代表取締役に対して提言を行います。この体制により、経営の各層が連携を図りながら、会社運営の効率化と問題解決を進めています。

ホ. リスクマネジメント委員会

当社のリスクマネジメント委員会（委員長：代表取締役社長 山根慎一郎）は、全取締役4名及び執行役員2名の計6名で構成され、主にリスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として業務本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。また、リスクマネジメントの指導を適切に行うために代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は、管理体制の構築及び維持を図るとともに、リスク管理のための会社の個別課題について報告、協議、決定しております。

⑤ 社外監査役の状況

当社の社外監査役は2名を選任しております。社外監査役は、取締役の職務の執行に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役大倉宏治氏、石田麻衣氏は、当社との間には人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、イースト・サン監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は太田洋一氏、岡友和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

イ、提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	31,320	21,960	—	9,360	—	5
監査役（社外監査役を除く）	4,742	4,182	100	460	—	1
社外監査役	2,240	1,740	200	300	—	2

ロ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（名）	内容
14,712	3	使用人としての給与であります。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、流動性及び安全性が高く、配当金や売却益によって一定以上の収益獲得が見込める上場株式及び投資信託受託証券を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係や安定的継続的な金融取引関係の関係強化により、企業価値向上に資すると判断した場合は、政策保有株式を保有することができるものとしております。当社は、取締役会におい

て、保有している個別の政策保有株式について、保有に伴う便益が資本コストに見合っているかなど諸般の事情を勘案のうえ、総合的に保有の適否を精査し、継続保有と売却の要否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式以外の株式	6	4,883

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	3	1,813	取引関係の維持強化のための取引先持株会による取得

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の減少の理由
非上場株式以外の株式	3	991	利益確定のための売却

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

（特定投資株式）

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）		
株式会社三井E&S	149	420	・取引関係の維持・強化	無
	826	726		
ENEOSホールディングス株式会社	100	231	・取引関係の維持・強化	無
	110	193		
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ	711	391	・取引関係の維持・強化	無
	1,756	638		
ソフトバンク株式会社	100	1,542	・取引関係の維持・強化	無
	21	302		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	230	74	・取引関係の維持・強化	無
	1,161	281		
株式会社トマト銀行	678	211	・取引関係の維持・強化	無
	1,006	259		

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—	2	1,493

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	5	130	—

(注) 非上場株式は、証券投資信託受益証券のみであり、基準価額を時価として評価しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、イースト・サン監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	146,186	63,630
受取手形	18,300	—
電子記録債権	—	27,707
売掛金	65,528	74,229
契約資産	12,336	57,264
商品	6,712	4,743
貯蔵品	87	70
前払費用	5,629	6,482
未収還付法人税等	—	11,797
その他	3,442	4,492
流動資産合計	258,223	250,418
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,347	3,848
工具、器具及び備品（純額）	1,310	1,669
リース資産（純額）	6,343	7,378
土地	3,500	—
有形固定資産合計	※1 16,501	※1 12,897
無形固定資産		
ソフトウェア	569	—
その他	82	82
無形固定資産合計	651	82
投資その他の資産		
出資金	70	70
投資有価証券	3,894	4,883
敷金及び保証金	6,765	6,765
保険積立金	69,896	54,676
繰延税金資産	34,879	25,897
その他	203	300
投資その他の資産合計	115,710	92,594
固定資産合計	132,863	105,573
資産合計	391,086	355,992

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,201	22,594
1年内返済予定の長期借入金	11,681	2,710
リース債務	1,786	2,461
未払金	39,704	41,148
未払費用	2,113	2,634
未払法人税等	7,883	257
未払消費税等	12,846	13,026
前受金	7,852	2,636
預り金	8,910	9,449
賞与引当金	9,000	10,000
流動負債合計	116,981	106,919
固定負債		
長期借入金	3,358	648
リース債務	4,587	4,999
退職給付引当金	60,701	61,461
役員退職慰労引当金	74,620	55,430
固定負債合計	143,266	122,539
負債合計	260,247	229,458
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	44,028
資本剰余金		
資本準備金	10,270	11,298
資本剰余金合計	10,270	11,298
利益剰余金		
利益準備金	5,783	5,783
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	71,774	64,896
利益剰余金合計	77,558	70,679
自己株式	△1,000	△1,000
株主資本合計	129,828	125,006
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	438	1,019
評価・換算差額等合計	438	1,019
新株予約権	571	507
純資産合計	130,838	126,533
負債純資産合計	391,086	355,992

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上高	756,350	753,029
売上原価	530,696	541,446
売上総利益	225,653	211,582
販売費及び一般管理費	※1 195,799	※1 192,316
営業利益	29,854	19,266
営業外収益		
受取利息	6	100
受取配当金	356	124
受取保険金	845	5,562
助成金収入	1,310	694
その他	185	349
営業外収益合計	2,704	6,831
営業外費用		
支払利息	273	242
その他	50	65
営業外費用合計	323	308
経常利益	32,234	25,789
特別利益		
投資有価証券売却益	8,031	1,435
特別利益合計	8,031	1,435
特別損失		
役員退職慰労金	—	14,045
損害賠償金	—	6,606
特別利益合計	—	20,651
税引前当期純利益	40,266	6,573
法人税、住民税及び事業税	17,660	560
法人税等調整額	△10,946	8,659
法人税等還付税額	—	3,243
法人税等合計	6,713	5,975
当期純利益	33,552	597

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度		当事業年度	
		(自2024年1月1日 至2024年12月31日)		(自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 期首商品棚卸高			5,279		6,712
II 当期商品仕入高			146,758		141,998
III 当期製造原価					
1 労務費		317,720	82.4	334,635	84.2
2 外注加工費		43,841	11.4	30,513	7.7
3 経費		23,807	6.2	32,330	8.1
当期総製造費用	※1	385,370	385,370	100.0	397,478
合計			537,408		546,189
IV 期末商品棚卸高			6,712		4,743
V 売上原価			530,696		541,446

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
旅費交通費	2,394	3,000
事務用品費	5,971	9,913
賃借料	7,943	8,046
水道光熱費	2,629	2,990
保険料	1,661	1,438
リース料	1,947	1,776

(原価計算の方法)

個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	25,000	10,270	10,270	5,000	46,845	51,845	△1,000	86,115	
当期変動額									
新株の発行	18,000							18,000	
剰余金の配当				783	△8,622	△7,839		△7,839	
当期純利益					33,552	33,552		33,552	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	18,000	—	—	783	24,929	25,713	—	43,713	
当期末残高	43,000	10,270	10,270	5,783	71,774	77,558	△1,000	129,828	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,304	1,304	571	87,990
当期変動額				
新株の発行				18,000
剰余金の配当				△7,839
当期純利益				33,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△865	△865	—	△865
当期変動額合計	△865	△865	—	42,847
当期末残高	438	438	571	130,838

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	43,000	10,270	10,270	5,783	71,774	77,558	△1,000	129,828
当期変動額								
新株の発行	1,028	1,028	1,028					2,056
剰余金の配当					△7,476	△7,476		△7,476
当期純利益					597	597		597
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	1,028	1,028	1,028	—	△6,878	△6,878	—	△4,822
当期末残高	44,028	11,298	11,298	5,783	64,896	70,679	△1,000	125,006

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	438	438	571	130,838
当期変動額				
新株の発行				2,056
剰余金の配当				△7,476
当期純利益				597
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	580	580	△63	517
当期変動額合計	580	580	△63	△4,304
当期末残高	1,019	1,019	507	126,533

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	40,266	6,573
減価償却費	4,636	4,781
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,000	1,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,644	759
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11,390	△19,190
受取利息及び受取配当金	△363	△224
支払利息	273	242
受取保険金	△845	△5,562
投資有価証券売却益	△8,031	△1,435
売上債権の増減額 (△は増加額)	127,137	△63,036
棚卸資産の増減額 (△は増加額)	△1,120	1,986
仕入債務の増減額 (△は減少額)	△9,578	7,392
その他資産の増減額 (△は増加額)	△4,727	△2,000
その他負債の増減額 (△は減少額)	9,498	△2,522
その他	—	△225
小計	172,179	△71,462
利息及び配当金の受取額	363	224
利息の支払額	△271	△251
法人税等の支払額	△23,753	△16,740
営業活動によるキャッシュ・フロー	148,518	△88,230
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,214
有形固定資産の売却による収入	—	4,235
投資有価証券の取得による支出	△2,235	△2,419
投資有価証券の売却による収入	20,201	3,769
保険積立金の積立による支出	△5,060	△5,579
保険積立金の解約による収入	3,771	26,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,676	25,154
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,993	△2,316
長期借入金の返済による支出	△18,772	△11,681
株式の発行による収入	18,000	1,993
配当金の支払額	△7,839	△7,476
財務活動によるキャッシュ・フロー	△60,604	△19,480
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	104,591	△82,555
現金及び現金同等物の期首残高	41,595	146,186
現金及び現金同等物の期末残高	※1 146,186	※1 63,630

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

②貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
工具、器具及び備品	3～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給にあてるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社のソフトウェア受託開発業務等では、受託開発等の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、コンピュータ機器類等の販売では、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時に収益を認識しております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正は不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,786千円	22,507千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度85%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	20,814千円	28,182千円
給与手当	62,919千円	59,819千円
手数料	35,340千円	35,748千円
減価償却費	4,636千円	1,101千円
役員退職慰労引当金繰入額	11,390千円	10,120千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	41,000	4,359,000	—	4,400,000

(注) 変動事由の概要

株式分割（1株を100株）に伴う増加4,059,000株及び新株発行に伴う増加300,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,000	198,000	—	200,000

(注) 変動事由の概要

株式分割（1株を100株）に伴う増加198,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,839	利益剰余金	201.07	2023年 12月31日	2024年 3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,476	利益剰余金	1.78	2024年 12月31日	2025年 3月31日

4. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	571
合計		—	—	—	—	—	571

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	4,400,000	45,300	—	4,445,300

(注) 変動事由の概要

新株予約権行使に伴う増加45,300株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	200,000	—	—	200,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,476	利益剰余金	1.78	2024年 12月31日	2025年 3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	4,245	利益剰余金	1.00	2025年 12月31日	2026年 3月30日

4. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	507
合計		—	—	—	—	—	507

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金勘定	146,186千円	63,630千円
現金及び現金同等物	146,186千円	63,630千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、ノートパソコン、サーバー(「工具、器具及び備品」)であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、短期の借入金は運転資金として、長期の借入金は設備投資資金として、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、業務本部が債権管理規程で定める所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は取引先企業の株式を保有しております。毎月の定時取締役会で保有残高並びに評価額を確認するとともに、定期的にポートフォリオを見直し、投資方針や市場環境の変化に応じて、資産配分を調整しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	3,894	3,894	—
資産計	3,894	3,894	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	15,039	14,996	42
負債計	15,039	14,996	42

(※) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	4,883	4,883	—
資産計	4,883	4,883	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,358	3,358	—
負債計	3,358	3,358	—

(※) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	146,186	—	—	—
受取手形	18,300	—	—	—
売掛金	65,528	—	—	—
合計	230,015	—	—	—

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	63,630	—	—	—
電子記録債権	27,707	—	—	—
売掛金	74,229	—	—	—
合計	165,567	—	—	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,681	2,710	648	—	—	—
リース債務	1,786	1,806	1,141	1,154	484	—
合計	13,467	4,516	1,789	1,154	484	—

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,710	648	—	—	—	—
リース債務	2,461	1,817	1,852	1,206	122	—
合計	5,171	2,465	1,852	1,206	122	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度 (2024年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,401	—	—	2,401
投資信託	—	1,493	—	1,493
資産計	2,401	1,493	—	3,894

当事業年度 (2025年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,883	—	—	4,883
資産計	4,883	—	—	4,883

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2024年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	14,996	—	14,996
負債計	—	14,996	—	14,996

当事業年度 (2025年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,358	—	3,358
負債計	—	3,358	—	3,358

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスク対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定含む)

長期借入金 (1年内返済予定含む) の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価と期末簿価が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,401	1,889	511
	(2) その他	1,295	1,138	157
	小計	3,696	3,028	668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	198	200	△1
	小計	198	200	△1
合計		3,894	3,228	666

当事業年度 (2025年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,883	3,313	1,570
	小計	4,883	3,313	1,570
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,883	3,313	1,570

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	20,201	8,031	—
合計	20,201	8,031	—

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	3,769	1,435	—
合計	3,769	1,435	—

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度及び当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。なお、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	59,056千円	60,701千円
退職給付費用	5,416千円	5,285千円
退職給付の支払額	△3,771千円	△4,525千円
退職給付引当金の期末残高	60,701千円	61,461千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	60,701千円	61,461千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	60,701千円	61,461千円
退職給付引当金	60,701千円	61,461千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	60,701千円	61,461千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	5,416千円	5,285千円

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度4,274千円、当事業年度4,324千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 68名	当社監査役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 77,000株(注)2	普通株式 8,000株(注)2
付与日	2021年12月27日	2021年12月27日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2023年12月18日 至 2031年12月16日	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者(注3)
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 400,000株 (注)2
付与日	2021年12月27日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2021年12月27日 至 2036年12月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年3月29日付で普通株式を1株につき100株の株式分割を行っており、株式数は分割後の内容を記載しております。

3. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。ただし、現段階で当社役員以外の社外協力者に交付する想定はありません。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）	—	—	—
前事業年度末（注）	77,000	8,000	400,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	45,300
失効	—	—	—
未行使残（注）	77,000	8,000	354,700

（注）2024年3月29日付で普通株式を1株につき100株の株式分割を行っており、株式数は分割後の内容を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	44	44	44
行使時平均株価（円）	—	—	60
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注）2024年3月29日付で普通株式を1株につき100株の株式分割を行っており、株式数は分割後の内容を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 7,035千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 724千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	25,572千円	19,455千円
退職給付引当金	20,802	21,794
賞与引当金	3,084	3,427
未払事業税	782	—
繰越欠損金	—	1,536
その他	2,482	2,584
繰延税金資産小計	52,723	48,799
評価性引当額	17,614	21,526
繰延税金資産合計	35,108	27,272
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△228	△551
未収還付事業税	—	△823
繰延税金負債合計	△228	△1,374
繰延税金資産（負債）の純額	34,879	25,897

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
住民税均等割	1.7	8.5
税額控除	△2.4	—
軽減税率等	△2.1	—
評価性引当額	△15.1	51.8
税率変更による影響	—	△7.6
その他	0.3	3.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.7	90.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
ソフトウェア開発サービス	575,145	567,120
SIサービス	179,153	184,534
その他	2,051	1,374
顧客との契約から生じる収益	756,350	753,029
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	756,350	753,029

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債(前受金)の残高等

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	159,471	83,828
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	83,828	101,936
契約資産(期首残高)	63,830	12,336
契約資産(期末残高)	12,336	57,264
契約負債(期首残高)(前受金)	1,486	7,852
契約負債(期末残高)(前受金)	7,852	2,636

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社三井E&S	351,346	システム開発事業
三井E&Sシステム技研株式会社	79,766	システム開発事業

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、システム開発事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社三井E&S	356,360	システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	31円02銭	29円69銭
1株当たり当期純利益	8円09銭	0円14銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7円84銭	0円14銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	33,552	597
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	33,552	597
期中平均株式数(株)	4,150,000	4,214,975
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	129,333	125,340
(うち、新株予約権(株))	(129,333)	(125,340)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 資金の借入について

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議いたしました。

2. 借入の概要

①借入先	おかやま信用金庫
②借入金額	80,000千円
③借入金利	0.5% (当初2年間)、1.15% (3年目以降)
④借入実行日	2026年1月30日
⑤借入期間	5年
⑥返済方法	1ヶ月毎元金均等返済
⑦担保状況	無担保 (岡山県信用保証協会保証付き)
⑧資金使途	長期運転資金

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社三井E&S	149	826
		E N E O S ホールディングス株式会社	100	110
		株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ	711	1,756
		ソフトバンク株式会社	100	21
		株式会社三井住友フィナンシャルグループ	230	1,161
		株式会社トマト銀行	678	1,006
計			1,968	4,883

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,827	—	3,000	9,827	5,978	988	3,848
工具、器具及び 備品	10,161	1,214	—	11,376	9,706	855	1,669
リース資産	10,798	3,403	—	14,202	6,823	2,368	7,378
土地	3,500	—	3,500	—	—	—	—
有形固定資産計	37,287	4,617	6,500	35,405	22,507	4,211	12,897
無形固定資産							
ソフトウェア	8,478	—	—	8,478	8,478	569	—
その他	82	—	—	82	—	—	82
無形固定資産計	8,560	—	—	8,560	8,478	569	82

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	11,681	2,710	1.261	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,786	2,461	1.672	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	3,358	648	1.300	2027年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	4,587	4,999	2.048	2027年から2030年
合計	21,412	10,818	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	648	—	—	—
リース債務	1,817	1,852	1,206	122

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	9,000	10,000	9,000	—	10,000
役員退職慰労引当金	74,620	10,120	29,310	—	55,430

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	367
預金	
当座預金	13,653
普通預金	47,283
定期預金	2,326
小計	63,263
合計	63,630

② 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社三井E&S	27,707

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2026年1月	26,467
2026年2月	1,239
合計	27,707

③ 売掛金及び契約資産

相手先別内訳 (売掛金)

相手先	金額 (千円)
株式会社三井E&S	30,246
株式会社システムズナカシマ	7,961
山陽機器検定株式会社	6,644
備南開発株式会社	4,376
扶桑電通株式会社 岡山営業所	4,238
その他	20,762
合計	74,229

相手先別内訳（契約資産）

相手先	金額（千円）
株式会社三井E&S	27,661
株式会社システムズナカシマ	11,023
新水マリン株式会社	8,250
下水道公社	5,500
株式会社A S U	2,376
その他	2,454
合計	57,264

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
77,864	831,186	777,556	131,494	85.5	46.0

④ 商品及び製品

区分	金額（千円）
パソコン、ソフトウェア、周辺機器	4,743
合計	4,743

⑤ 貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
収入印紙	22
切手	47
合計	70

⑥ 保険積立金

相手先	金額（千円）
メットライフ生命保険株式会社	48,804
オリックス生命保険株式会社	5,872
合計	54,676

⑦ 繰延税金資産

繰延税金資産は、25,897千円であり、その内容については「財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

2 負債

① 買掛金

相手先	金額 (千円)
パナソニックコネクト株式会社	6,708
富士通 J a p a n 株式会社	3,590
S B C & S 株式会社	2,221
アプライド株式会社	2,192
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,369
その他	6,512
合計	22,594

② 未払金

相手先	金額 (千円)
給与 (12月分)	26,150
岡山西社会保険事務所	11,050
N2報奨金	600
その他	3,347
合計	41,148

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、61,461千円であり、その内容については「財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(退職給付関係)」に記載しております。

④ 役員退職慰労引当金

区分	金額 (千円)
取締役 (社外取締役を除く)	53,910
監査役 (社外監査役を除く)	790
社外監査役	730
合計	55,430

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪府大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪府大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行 全国各支店 330円
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.nics.ne.jp/info/gyoseki
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社 NICS
取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指定社員

公認会計士

水田 洋一

業務執行社員

指定社員

公認会計士

岡 友和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NICSの2025年1月1日から2025年12月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NICSの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社 NICS
取締役会 御中

イースト・サン監査法人

岡山県岡山市

指定社員

公認会計士

木田 洋一

業務執行社員

指定社員

公認会計士

岡 友和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 NICS の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 2 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 NICS の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上